

《告知について》

- お申し込み(新規加入・増額)前に必ず、就業状態および健康状態が下記の告知内容に記載の通りであることをご確認ください。
- 就業状態および健康状態が下記の告知内容に記載された状態と異なる場合には、ご加入(増額)できませんのでご注意願います。なお、就業状態および健康状態が下記の告知内容に記載された状態と異なるにもかかわらず、ご加入(増額)された場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容

<全保険・制度共通> お申し込み時に必ずご確認ください内容	現在の就業状態(本人)		申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	現在の健康状態(配偶者・子ども)		申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
↓ お申し込み制度に対応してご確認ください内容	グループ保険	過去 12ヵ月以内の健康状態	申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
	グループ医療保険	過去 3ヵ月以内の健康状態	申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
		過去 2年以内の健康状態	申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	三大疾病保険 7大疾病保障特約 がん・上皮内新生物保障特約 (注)	過去 3ヵ月以内の健康状態	申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
がん・上皮内新生物保障特約 (注)	過去 5年以内の健康状態	申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	
(注)特定疾病保障定期保険契約の責任開始期(加入・増額日)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、責任開始期(加入・増額日)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。	現在までの健康状態	申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病		

- ❗ **告知の対象とならない事項**
 ●医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用 ●歯科医師による虫歯の治療
 ●手術により完治した急性虫垂炎 ●完治後のかぜ ●色覚異常 ●現在治療をうけていない花粉症・水虫 ●妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

《その他のご確認事項》

死亡保険金(給付金)受取人について

<商品共通のお取扱いについて>

- 受取人を受取人コードで指定する場合
それぞれ被保険者死亡時の該当者として。なお、該当者が複数の場合、保険金分割割合は均等とします。
- 継続加入者で新規・変更欄に記入がない場合
現在登録された者を継続します。なお、現在欄に表示されている内容は前回の指定内容です。
- 受取人氏名の記入がある場合、受取人コードの如何に関わらず受取人氏名の個人を指定します。

<「グループ保険、グループ医療保険」のお取扱いについて>

- 受取人コードおよび受取人氏名の記入がない場合(継続加入者で現在のコードが「0」の場合を含みます)
配偶者、子(死亡している場合の孫を含む)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位で指定します。
- 子どもを被保険者とする場合の受取人は保険料負担者(本人)とします。

<「三大疾病保険」のお取扱いについて>

- 新規加入者で受取人コードの記入がない場合(「0」記入の場合も含みます)
受取人コード「7：法定相続人」にて指定します。
- 受取人コード「1：配偶者、2：子、3：父母、5：兄弟姉妹」が記入された場合
保険金支払事由発生時点で存在しない(注1)ときは、被保険者死亡時の法定相続人を受取人とします。
(注1)指定の当時存在した場合であっても、保険金支払事由発生時点で法律上の親族関係がない場合も含みます。
- 受取人氏名の記入がある場合
指定した受取人の死亡時以後、受取人が新たに指定されるまでの間に保険金の支払事由が発生したときは、受取人の死亡時の法定相続人(注2)で保険金の支払事由発生時に生存している者を受取人とします。
(注2)法定相続人のうち死亡している者があるときは、その順次の法定相続人となります。

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を死亡保険金(給付金)受取人に指定する場合は、受取人コード「9」および氏名(カタカナ)を指定欄にご記入ください。

指定代理請求者について

- 特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)について、リビング・ニーズ特約の指定代理請求者(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その指定代理請求者を含む)は、指定の有無を含め同一となります。
- 指定代理請求者の新規・変更欄に記入がない場合は、現在登録された者を継続します。なお、現在欄に表示されている内容は前回の指定内容です。
- 指定代理請求者は、請求時において被保険者の①戸籍上の配偶者、②直系血族、③兄弟姉妹、④3親等内親族、または①～④以外で被保険者と同居の方もしくは財産管理を行なっている方で保険金等を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方を要します。